

別表第3 (2) 野球場の利用料

		小・中・高生	一般・大学生	職業チーム	興行・その他	
施設利用料	練習の場合	村内	1時間につき 500円	1時間につき 1000円	1日 24,000円 9～13時 12,000円 13～17時 12,000円 時間外 1時間につき 3,000円	1日 24,000円 9～13時 12,000円 13～17時 12,000円 時間外 1時間につき 3,000円
		村外	1時間につき 1,000円	1時間につき 2,000円		
	大会又は興行等の場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 2,000円	1時間につき 2,500円	1日 24,000円 9～13時 12,000円 13～17時 12,000円 時間外 1時間につき 3,000円	1日 24,000円 9～13時 12,000円 13～17時 12,000円 時間外 1時間につき 3,000円
		入場料を徴収する場合	1時間 につき 2,000円	1時間 につき 2,500円	最高入場料（税込み） に100を乗じた額 に上欄の利用料 を加算する。	最高入場料（税込み） に100を乗じた額 に上欄の利用料 を加算する。
			追加料金 9時～13時 2,000円 13時～17時 2,000円 1日 4,000円を 加算する。	追加料金 9時～13時 2,500円 13時～17時 2,500円 1日 5,000円を 加算する。		
	付属施設利用料		会議室 (付帯備品含む。)	1時間につき 500円		
		会議室冷房料金	1時間につき 1,200円			
		放送施設	1時間につき 300円			
		スコアボード一式	1時間につき 600円			
衛生費	練習の場合		1時間につき 350円 ※50名以上は 600円			
	大会の場合		1時間につき 600円			
	興行の場合		1時間につき 3,000円			
備考		<p>1 特別の設備に要した費用は、利用者負担とする。</p> <p>2 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。</p> <p>3 1日とは、9時から17時までとする。</p> <p>4 時間を延長して利用する場合は、1時間未満であっても1時間とみなす。</p> <p>5 職業チームとは、社会人・プロを含む</p> <p>6 専修・専門学校等の生徒が利用する場合は、「一般・大学生」の区分とする。</p> <p>7 時間外（9時～17時以外）の利用料金は減免対象外とする。</p>				